

令和7年3月10日

市営住宅の家賃で過大徴収が判明したのでお知らせします

市営住宅の家賃算定において誤りがあり、家賃を過大徴収していたことが判明しました。

1 概 要

親族等に扶養されている市営住宅の入居者が、70 歳以上である場合に適用される所得控除について、名義人（市営住宅の契約者）を控除対象外としたことにより、家賃を高い額で徴収していたもの

2 内 訳

（1）該当世帯 17 世帯

（2）過大徴収額（令和2年4月から令和7年3月までの合計）1,227,600 円

3 原 因

家賃算定に係る扶養控除適用の根拠となる公営住宅法施行令について、名義人は含めないと誤った解釈をしていたことが主な原因です。

4 対 応

該当世帯には、職員が個別訪問するなどの方法により説明し、お詫びをいたします。

過去 10 年（平成 26 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）と今年度の過大徴収分を返還します。

平成 26 年 4 月から令和 2 年 3 月までの過大徴収額は、文書の保存期間が過ぎているため、該当すると思われる方から申し出いただき、過大徴収が確認できれば、その相当額を返還します。

該当すると思われる方は、お手数ですが、建設部住宅課までご連絡をお願いします。

5 再発防止策

今後、法令解釈の徹底等を図り、再発防止に努めてまいります。

建設部住宅課

（課長） 三浦 敦

（担当） 竹内 健一

電話：026-224-7427

FAX：026-224-5066

E-mail：jutaku@city.nagano.lg.jp